

## 空き家対策について



やまもと かずえ  
山本 一恵  
議員

**質問** 長期間にわたって放置された空き家は、倒壊や火災、犯罪の発生、敷地内の樹木や雑草の繁茂と問題がある。昨年実施した空き家の調査結果は。

**答弁（総務部長）** 空き家の調査結果は、安中地区36件、大谷・木原地区153件。この調査に基づき活用が可能な50件に対し、空き家バンク登録の意向調査をして、現在までに30件の登録があり、11件の契約が成立した。今後も空き家のPRの強化や実態調査も定期的に実施する。

**質問** 空き家バンク以外の

利活用の考えは。

**答弁（総務部長）** 空き家の利活用として、古民家としての利用や、都市と農村の交流拠点、田舎暮らしの体験の場、陶芸・絵画などのアトリエギャラリーとしての活用など考えている。このような利活用は、定住促進にもつながると考えられるが、費用対効果、成功例、先進事例等を研究し検討する。

**質問** 放置されている空き家の治安、防災、生活環境などの問題点における対策。

**答弁（経済建設部長）** 住民等からの情報をもとに、現地を確認して適正管理の依頼文を送付。また、管理者の方と直接会い、改善のお願いをしている。今後は、長期間放置されている空き

家を増やさない対策も考えていく。

**質問** 空き家問題の解決策として、空き家等の適正管理に関する条例を制定する考えは。

**答弁（経済建設部長）** 県内では11市町で条例の制定がされている。本村でも条例の制定に向けた準備作業を進めています。国の法律の制定を待ち、法律の趣旨を踏まえて、さらに条例内容の検討を進めていく。

**答弁（村長）** 空き家についても、環境美化条例の一端に入れるような部分で情報をいただき、不安視されるような住宅になる前に対応できれば、利活用が可能ではないかと思う。所有者に対して、村が間に入り利活用できることを、ホームページ等で情報を発信して、利用を促進していきたい。専門家との連携につい

ても、先進地の事例も踏まえ活用していく。

